

社団法人臨床心臓病学教育研究会

定 款

(設立 昭和60.4.1)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人臨床心臓病学教育研究会(以下「本会」という。)という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を大阪市淀川区西中島四丁目6番17号におく。

(目 的)

第3条 本会は、大阪府下において臨床心臓病学に関するあらゆる分野の教育のあり方及びその実施についての発表ならびに知識の交換、情報の提供を行うことにより、会員相互の理解を深め、地域社会における成人病の予防と教育及び社会福祉に貢献するとともに臨床医学の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために大阪府下において次の事業を行う。

- (1) 臨床心臓病学に関する研究会・学術講演会の開催
- (2) 臨床心臓病学に関する医師及び医学生のための研修会の開催
- (3) 臨床心臓病学に関する看護婦のための研修会の開催
- (4) 臨床心臓病学に関する医療関係企業のための研修会の開催
- (5) 機関誌、学術論文集、その他出版物の刊行
- (6) 心臓病に関する内外の医療情報の提供・相談事業
- (7) 内外の関連学会等との連絡および協力
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) A会員：本会の目的に賛同して入会した医師及び歯科医師
- (2) B会員：本会の目的に賛同して入会した看護師、薬剤師、その他の医療技術者
- (3) C会員：本会の目的に賛同して入会した医学生、及び看護学生並びに一般の個人
- (4) D会員：本会の目的に賛同して入会した団体

(入 会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を提出して理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
2 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費は返還しない。

(退 会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出して退会することができる。
2 会員が、次の各号の一に該当するときは退会したものとみなす。
(1) 死亡又は解散したとき
(2) 会費を2年以上納入しないとき

(除 名)

第9条 会員が、本会の名誉をき損し又はこの定款に反する行為をしたときは、総会において出席会員の4分の3以上の議決によりこれを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
2 前項の総会については、第22条の規定は適用しないものとする。

第3章 役 員

(種別及び選任)

第10条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名

(2) 副会長 2名以内

(3) 理事長 1名

(4) 常務理事 2名以内

(5) 理 事 11名以上16名以内(会長、副会長を除き理事長、常務理事を含む。)

(6) 監 事 2名

2 会長、副会長、理事及び監事は会員のなかから総会において選任する。

3 理事長及び常務理事は理事の互選により選任する。

4 会長、副会長、理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(職 務)

第11条 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

2 理事長は、本会を代表し、その業務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

4 常務理事は、常務を処理する。

5 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

6 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任 期)

第12条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第13条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において総会員の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
2 前項の総会については、第22条の規定は適用しないものとする。

第4章 総 会

(種 別)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第15条 総会は会員をもって構成する。

(権 能)

第16条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第17条 通常総会は、毎年5月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めるとき

(2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

(3) 監事が民法第59条第4号の職務を行うため必要と認めるとき

(招 集)

第18条 総会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号の場合は、監事が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第19条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(定足数)

第20条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第21条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その会員は出席し、議決権を行使したものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員総数
 - (3) 出席した会員の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する件
- 2 議事録には、その会議において会員のなかから選任された議事録署名人2人以上が議長とともに署名押印をしなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第25条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関すること

(開催)

第26条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

(招集)

第27条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第29条 第20条から第23条までの規定は理事会について準用する。この場合において、第20条中「総会」とあるのは「理事会」と、「会員」とあるのは「理事総数」と、第21条から第23条までの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「会員」とあるのは、「理事」と読み替えるものとする。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、年度開始前に、総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第34条 前条の規定にかかわらず、止むを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業状況報告及び決算)

第35条 会長は、年度終了後2ヶ月以内に、事業状況報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置等)

第37条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において会員の4分の3以上の同意を得、大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第39条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散後の残余財産は、総会の議決を経、大阪府知事の許可を得て、本会と類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

第9章 補則

(委任)

第40条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

1 本会の設立当初の役員は、第10条第2項及び第3項の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第12条第1項の規定にかかわらず昭和62年3月31日までとする。

2 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立当初の会計年度は、第36条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和61年3月31日までとする。

附則

1. 第8条 事業の変更 平成6年6月29日施行

附則

1. 第10条 理事定数の変更 平成11年5月27日施行

附則

1. 第2条 事務所の移転 平成16年5月27日施行

附則

1. 第10条 理事長の新設 平成17年5月27日施行

2. 第11条 理事長の追加 平成17年5月27日施行